

綾瀬市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の自主的な運転免許証の返納を支援する綾瀬市高齢者運転免許証自主返納支援事業（以下「事業」という。）の実施に関して、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、同法第92条の2第1項に規定する有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により公安委員会に対し全ての免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。
- (3) 取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項の規定により公安委員会が交付する運転免許の取消通知書をいう。
- (4) かなちゃん手形 神奈川中央交通株式会社が発行する割引乗車券をいう。
- (5) ほほえみ会員証 相模鉄道株式会社が発行する割引乗車券をいう。
- (6) ICカード乗車券 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項に規定する前払式支払手段（同項第1号に規定する電磁的方法により記録されるものに限る。）であって、主として鉄道、一般乗合用バスその他の公共交通機関の運賃の弁済のために使用することができるものとして市長が指定するものをいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者で、自主返納した日以前から、第5条第1項の規定による申請の日まで引き続いて本市に居住しているものであること。
- (2) 自主返納をしたもので、自主返納をした日において満65歳以上のものであること。
- (3) 本人が過去にこの事業による支援を受けていないこと。

(4) 本人に市税の未納がないこと。

(5) 第5条第1項の規定による申請の日において、取消通知書の交付の日から起算して1年を経過していないこと。

(支援の内容)

第4条 この事業による支援の内容は、次の表に定めるとおりとする。

支援対象	支援の方法	金額
(1) 路線バス会社が発行する高齢者向け定額乗車券であって、次に掲げるもの（購入金額が5,000円以上のものに限る。）の購入費 ア かなちゃん手形 イ ほほえみ会員証	購入費の補助	5,000円
(2) ICカード乗車券の保証金及び入金額（これらを合算した額が5,000円以上である場合に限る。）	保証金及び入金額の補助	5,000円
(3) 綾瀬市コミュニティバス無料乗車券	無料乗車券の交付	5,000円相当分

備考

1 (1)又は(2)の支援にあつては、自主返納した日以後に購入（第2号の支援にあつては、入金を含む。以下同じ。）した場合に限るものとする。

2 (1)又は(2)の支援における購入額の計算においては、消費税及び地方消費税を含み、ポイント等により支払いした額を除くものとする。

3 支援は(1)から(3)までのいずれかにより1回に限り行うものとし、再発行、再交付等を行わない。

(支援の申請)

第5条 前条に規定する支援を受けようとする者は、綾瀬市高齢者運転免許証自主返納支援申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 身分を証明する書類の写し

(2) 取消通知書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請した者は、その申請に当たり、前条の表第1号又は第2号

に掲げる支援を選択したときは、同項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 乗車券等を購入した日、内容及び購入額を確認できる書類又はその写し

(2) 振込先の口座が確認できる書類又はその写し

3 申請期間は、各年度の4月1日から3月15日までとする。

(支援決定の通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、支援の適否について綾瀬市高齢者運転免許証自主返納支援事業支援決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(支援決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支援の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援の決定を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないと認めるとき

2 前項の規定により支援の決定を取り消したときは、市長は、既に交付した支援の全部又は一部に相当する額を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第8条 この事業で受けた支援の内容について他人に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年4月1日以後に自主返納した者は、令和7年3月31日まで第5条第1項に規定する申請をした場合には、第3条第5項の規定にかかわらず、この要綱による支援の対象者としてすることができる。

(綾瀬市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の廃止)

3 綾瀬市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱（平成23年7月1日施行）は、廃止する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

綾瀬市高齢者運転免許証自主返納支援申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

綾瀬市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱に基づき、次のとおり支援を受けたく申請します。併せて、決定された支援の交付を請求します。

申 請 者	住 所	綾瀬市
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	年 齢	歳
	電話番号	() -

希望する支援の内容（いずれか 1 つの番号に○）

1	かなちゃん手形の購入額（5,000円）
2	ほほえみ会員証の購入額（5,000円）
3	I C カード乗車券の保証金及び入金額（5,000円）
4	綾瀬市コミュニティバス無料乗車券（5,000円相当額分）

希望する支援の内容で 1 ～ 3 を選択した場合は記入してください

振 込 先 口 座	フリガナ										
	口座名義人										
	金融機関コード										
	金融機関名					支店名					
	預金種目	普通 / 当座				口座番号					

【誓約・同意事項】

申請者に市税の未納はありません。	☐ はい ☐ いいえ
綾瀬市において交付決定をした後は、この申請書を支援の請求書として取り扱うことに同意します。	☐ はい ☐ いいえ
申請者に係る住民基本台帳の情報及び市税の納付状況について、本事業において綾瀬市が必要と認めるときは、調査を行うことに同意します。	☐ はい ☐ いいえ
申請内容に虚偽があった場合や相違があり要件に該当しないことが判明した場合には、綾瀬市から受けた支援を返還します。	☐ はい ☐ いいえ

※ この支援は、1人当たり1回限りです。

***添付資料**

- ・申請者の身分証明書の写し（マイナンバーカード等）
- ・取消通知書の写し
- ・乗車券等を購入した日、内容及び購入額を確認できる書類又はその写し（領収書、支払済証明書等）
- ・振込先の口座が確認できる書類又はその写し（綾瀬市コミュニティバス無料乗車券を選択した場合には、提出を不要とする。）

第 2 号様式（第 6 条関係）

綾瀬市高齢者運転免許証自主返納支援事業支援決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のあった綾瀬市高齢者運転免許証
自主返納支援事業による支援について、次のとおり決定しましたので通
知します。

1 決定区分	☐ 交付する ☐ 交付しない (理由)
2 支援決定額	円
3 支援条件	本事業で受けた支援の内容について、他人に譲渡 し、交換し、貸し付け、又は担保に供さないこ と。